

## 農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱

制定 23 食産第 4049 号  
平成 24 年 4 月 20 日  
農林水産事務次官依命通知

|    |         |           |               |
|----|---------|-----------|---------------|
| 改正 | 平成 25 年 | 2 月 26 日  | 24 食産第 5339 号 |
| 改正 | 平成 25 年 | 5 月 16 日  | 25 食産第 357 号  |
| 改正 | 平成 26 年 | 2 月 6 日   | 25 食産第 4144 号 |
| 改正 | 平成 26 年 | 4 月 1 日   | 25 食産第 4492 号 |
| 改正 | 平成 27 年 | 2 月 3 日   | 26 食産第 3801 号 |
| 改正 | 平成 27 年 | 4 月 9 日   | 26 食産第 4354 号 |
| 改正 | 平成 27 年 | 8 月 20 日  | 27 食産第 1514 号 |
| 改正 | 平成 28 年 | 1 月 20 日  | 27 食産第 4379 号 |
| 改正 | 平成 28 年 | 4 月 1 日   | 27 食産第 5496 号 |
| 改正 | 平成 28 年 | 10 月 11 日 | 28 食産第 2904 号 |
| 改正 | 平成 29 年 | 3 月 31 日  | 28 食産第 5497 号 |
| 改正 | 平成 30 年 | 3 月 29 日  | 29 食産第 5463 号 |

### 第 1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と 2 次産業・3 次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の 6 次産業化」を推進することが重要である。

本事業は、この「農山漁村の 6 次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

### 第 2 目的

農山漁村の 6 次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

### 第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

### 第 4 事業の実施

採択基準については、食料産業局長、生産局長又は農村振興局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

### 第 5 事業実施計画

#### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

#### 2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1 に準じて行うものとする。

## 第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

## 第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

## 第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2310号農村振興局長通知）及びソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日付け22環第288号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成23年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。
- 4 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について（平成22年4月1日付け21農振第2499号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2141号）に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

### 附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により事業については、なお従前の例による。

別表1（第3関係）

| 事業の種類                  | 事業の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 事業実施主体                        |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <b>I 農山漁村6次産業化対策事業</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                               |
| 1 6次産業化の推進             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                               |
| (1) 6次産業化中央サポート事業      | <p>1 6次産業化中央サポートセンター事業<br/>6次産業化に取り組む農林漁業者等を全国的な視点で支援するため、6次産業化中央サポートセンターを設置し、民間の専門家の選定、登録、派遣等を行う。</p> <p>2 6次産業化事例収集・情報発信事業<br/>6次産業化を全国的に推進するため、6次産業化の先進・優良事例の収集、発表会の開催、情報誌の発行等による情報提供の取組を行う。</p> <p>3 6次産業化・新産業創出促進事業<br/>市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査を行う。</p> <p>4 外食・中食等における国産食材活用促進事業<br/>外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場食材に関する情報共有体制の整備等を行う。</p> | 1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 |
| (2) 持続可能な循環資源活用総合対策事業  | <p>1 循環資源活用対策事業<br/>(1) 循環資源活用支援事業<br/>ア 地域資源活用展開支援事業<br/>市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用して行う農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画の策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談及び地域循環資源を活用した地域活性化の取組の全国的な普及活動を行う。</p>                                                                                                                                                                      | 2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 |
|                        | <p>イ メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業<br/>メタン発酵消化液等の肥料利用を促進するため、地域の関係者等で構成される協議会等の設立・運営や肥効分析、現地圃場での調査・実証、農業者等への理解醸成のための活動等を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                     |                               |
|                        | <p>ウ 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業<br/>再生可能エネルギーの地産地消の導入に必要な農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を行う。</p>                                                                                                                                                                                                              |                               |
|                        | <p>2 食品産業環境対策事業<br/>(1) 食品ロス削減国民運動の展開事業<br/>ア フードバンク活動の推進事業<br/>フードバンク活動を通じた食品ロスの削減を推進するため、設立初期のフードバンク活動団体の人材育成を行</p>                                                                                                                                                                                                                                     |                               |

|                        |                                                                                                                                          |                               |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
|                        | うとともに、青果物等生鮮食品の取扱量の拡大のための食品の保管用倉庫の賃借等を行う。                                                                                                |                               |
|                        | イ サプライチェーン上の商慣習見直し事業<br>サプライチェーン上の商慣習の見直しに取り組む企業の拡大や納品期限を緩和する対象品目の拡大等に向けた検討、調査研究等を行う。                                                    |                               |
|                        | (2) 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業<br>食品産業における地球温暖化防止・省エネルギーに向けた意識改革及び自主的な取組を促進するため、検討会、実態調査、分析及び研修会等を行う。<br>また、食品産業の持続可能な発展に向けた優良な取組について表彰を行う。 |                               |
| 2 流通・加工構造の改革           |                                                                                                                                          |                               |
| (1) 食品流通合理化促進事業        |                                                                                                                                          |                               |
| i 食品流通合理化・新流通確立事業      | 1 流通合理化・新流通確立推進事業<br>流通業者等による生産情報の実需者への提供や代金決済の円滑化、ICTの活用等によるサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等を実現するための検討及び調査・実証を行う。                               | 3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 |
|                        | 2 流通合理化・新流通確立設備等導入事業<br>流通業者等による生産情報の実需者への提供や代金決済の円滑化、ICTの活用等によるサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等に必要な設備・機器のリースによる導入を行う。                           |                               |
| ii 食品等物流改革高度化事業        |                                                                                                                                          |                               |
| ア 食品等物流業務効率化事業         | 生産者や流通業者等による食品等の一貫パレチゼーションの取組を実現するため、関係者による共同利用・管理のためのルール等の策定に向けた検討、調査及び分析、ルール等に基づく仕組みの構築に取り組む際に必要な導入実証等を行う。                             | 4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 |
| イ 青果物安定流通体制確立事業        | 青果物流通の高度化を実現するため、生産者、流通事業者、実需者等が連携し、複数産地や異業種との共同輸送体制や新たな船舶輸送体制の構築等に向けた新たな流通高度化技術・方式等に取り組む際に必要な導入実証等を行う。                                  | 5 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体   |
| ウ 花き物流システム高度化・転換実証支援事業 | 花き物流の高度化を実現するため、複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、流通に用いる台車の統一や共同出荷輸送等の物流システム転換に向けた社会実験を行う。                                                     | 6 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体   |
| (2) 食品の品質管理体制強化対策事業    | 食品の安全性向上及び食品事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、国内の食品事業者がHACCPの制度化に対応できるようにするため、食品事業者の人材育成や指導者養成のための研修会の開催等を行う。また、制度化に対応した、                          | 7 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|                          | 最新の知見を取り入れ、食品・業態に即したH A C C P 手引書の作成を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                |
| (3) 食品産業イノベーション推進事業      | <p>1 モデル実証事業</p> <p>(1) 革新的技術活用実証事業<br/>人手不足の解消や生産コスト低減、経営管理能力向上のための I C T ・ ロボット ・ A I 技術の導入等による生産効率向上など、革新的な技術の活用実証を支援する。</p> <p>(2) 業種別業務最適化実証事業<br/>専門家の工場診断や改善指導による生産性向上などを通して、業務の最適化や人材育成を図る取組を支援する。</p> <p>(3) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証事業の運営・管理<br/>(1) 及び (2) の事業について、事業実施主体の公募に係る審査等を行う審査委員会及び事業評価等を行う評価委員会の開催、事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。</p> | 8 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体  |
|                          | 2 先進・優良事例の調査<br>I C T、ロボット、A I 等の新たな技術を活用して生産性向上を図る取組、原材料・資材等の共同調達・輸送・保管等により生産性向上を図る取組等の先進・優良事例調査等を行う。                                                                                                                                                                                                                                                             |                                |
|                          | 3 研修会等の開催<br>1 による実証結果及び 2 による先進・優良事例の調査結果等も活用し、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会等の開催や業界内で普及する取組を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                |
| 3 再生可能エネルギーの導入促進         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                |
| (1) 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                |
| i 小水力等発電導入支援事業           | 農村地域における再生可能エネルギーの円滑な導入に資するため、再生可能エネルギー供給施設の導入に当たって必要となる調査設計や協議調整等を支援する。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 9 農村振興局長が別に定める者から選定された団体       |
| ii 小水力等発電導入技術力向上研修事業     | 農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、地方において最新の技術を指導する講師や維持管理及び会計運営に携わる技術者の育成等の取組を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 10 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体 |
| iii 集落排水施設効率性向上実証事業      | 農業集落排水施設の効率性向上等による維持管理費の低減等に向けた取組を推進するため、農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の確立等の取組を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 11 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体 |
| II 農山漁村 6 次産業化対策地方公共団体事業 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                |

|                   |                                                                                               |         |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1 6次産業化の推進        |                                                                                               |         |
| (1) 6次産業化地域サポート事業 | 1 関係機関との連携を確保したサポート機関事業<br>都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、関係機関と連携の下で行う6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を行う。 | 12 都道府県 |
|                   |                                                                                               |         |

別表 2 (第 5 関係)

## 農山漁村 6 次産業化対策事業に係る事業承認者

| 事業実施主体の区分                                                                                                                           | 事業承認者       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <b>I 農山漁村 6 次産業化対策事業</b>                                                                                                            |             |
| 6 次産業化中央サポート事業の事業実施主体                                                                                                               | 食料産業局長      |
| 持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施主体                                                                                                            |             |
| 事業の実施場所が北海道であって、循環資源活用対策事業のうち循環資源活用支援事業のうちメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業、食品産業環境対策事業のうち食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動の推進事業に取り組む事業実施主体               | 北海道農政事務所長   |
| 事業の実施場所が沖縄県であって、循環資源活用対策事業のうち循環資源活用支援事業のうちメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業、食品産業環境対策事業のうち食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動の推進事業に取り組む事業実施主体               | 内閣府沖縄総合事務局長 |
| 事業の実施場所が特定の地方農政局の管轄区域内（注）であって、循環資源活用対策事業のうち循環資源活用支援事業のうちメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業、食品産業環境対策事業のうち食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動の推進事業に取り組む事業実施主体 | 地方農政局長      |
| その他の事業実施主体                                                                                                                          | 食料産業局長      |
| 食品流通合理化促進事業のうち食品流通合理化・新流通確立事業の事業実施主体                                                                                                | 食料産業局長      |
| 食品流通合理化促進事業のうち食品等物流改革高度化事業のうち食品等物流業務効率化事業の事業実施主体                                                                                    | 食料産業局長      |
|                                                                                                                                     |             |



|                                                                 |                             |             |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------|
| 食品流通合理化促進事業のうち食品等物流改革高度化事業のうち青果物安定流通体制確立事業の事業実施主体               |                             |             |
|                                                                 | 北海道に所在する事業実施主体              | 生産局長        |
|                                                                 | 沖縄県に所在する事業実施主体              | 内閣府沖縄総合事務局長 |
|                                                                 | その他の都府県に所在する事業実施主体          | 地方農政局長      |
| 食品流通合理化促進事業のうち食品等物流改革高度化事業のうち花き物流システム高度化・転換実証支援事業の事業実施主体        |                             | 生産局長        |
| 食品の品質管理体制強化対策事業の事業実施主体                                          |                             | 食料産業局長      |
| 食品産業イノベーション推進事業の事業実施主体                                          |                             | 食料産業局長      |
| 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業のうち小水力等発電導入支援事業の事業実施主体                       |                             |             |
|                                                                 | 北海道に所在する事業実施主体及び独立行政法人水資源機構 | 農村振興局長      |
|                                                                 | 沖縄県に所在する事業実施主体              | 内閣府沖縄総合事務局長 |
|                                                                 | その他の都府県に所在する事業実施主体          | 地方農政局長      |
| 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業のうち小水力等発電導入技術力向上研修事業又は集落排水施設効率性向上実証事業の事業実施主体 |                             | 農村振興局長      |
| <b>Ⅱ 農山漁村 6 次産業化対策地方公共団体事業</b>                                  |                             |             |
| 6 次産業化地域サポート事業の事業実施主体                                           |                             |             |
|                                                                 | 地方農政局の管轄区域内（注）に所在する都府県      | 地方農政局長      |
|                                                                 | 北海道                         | 北海道農政事務所長   |
|                                                                 | 沖縄県                         | 内閣府沖縄総合事務局長 |

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第 91 条に定める管轄区域である。